



ヤクシンプラスのご案内

<平成29年3月1日より適用>



互助会



ヤクシンプラスは冠婚葬祭互助会です

ヤクシンプラスは、昭和44年に大分市冠婚葬祭互助会として設立し、月々300円の1万8千円コースとしてスタート。社名を大分平安閣互助会、フラヴィオン、平成13年にヤクシンプラスへ変更しました。

毎月の掛金を積み立てることで、結婚式やご葬儀、成人式や法要などの儀式を会員特典、会員価格でご利用いただけるよう、相互扶助の精神にのっとり運営しております。また、経済産業大臣の許可を受けて営業しており、加入者から預かった掛金は、割賦販売法に基づいて保全されています。

月々の掛金で 大きな安心と、未来の夢を。

結婚式やご葬儀は、思いも寄らぬタイミングで訪れるもの。そんな人生のセレモニーに備えて、無理なく少しずつご準備いただけます。また将来にどんな備えが必要か、どういったプランがお客様に最適かなど、丁寧にわかりやすくご提案いたします。

※ただし、施行時に消費税相当額をお預かりいたします。

一般の
お客様

一括支払い

プラス
会員様

月掛金

特典分

追加分

一度に高額な出費は
大きな負担です

追加費用が少額!

掛け金は一定で、変動しません

互助会は、金融商品ではありませんので金額の利息はつきませんが、結婚式やご葬儀における商品や役務の特典サービスがあります。役務保証の前払い方式なので、長期にわたる積み立て期間の間に物価が上昇しても、契約内容は変更せず、掛け金も上がりません。

※施設については、プラスの都合により変更する場合があります。また料理の内容については、季節によって多少変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

完納後も保証される利用システム

掛金完納後もご利用になるまで権利が保証されています。旧コースをお持ちの方でも掛金を完納されていれば、加入者の役務サービスを受ける権利は必ず守られています。また、積み立て中のご利用時も同様の特典が適用されますが、残りの額はお支払いいただく必要があります。

※入会から180日を経過していない・及び月掛金の払い込みが6ヶ月に満たない場合のご利用には早期利用費がかかります。

人生の節目と、 毎日の暮らしをサポート

ヤクシンプラスは、結婚式や葬儀以外にも、成人式、法要など、人生の記念日や儀式をお手伝い。互助会申し込み時に家族欄に記載された方ならどなたでもご利用いただけます。

※途中で家族名の追加も可能です。



結婚式をお考えの方に…

子供にきちんとした結婚式を挙げさせたい方に…

お慶びの心やおもてなしの心を最大限に表現します。ご両家の家族にとってお近づきの証となる結納のセットや人生最高の晴れ舞台を演出する華やかな衣装など、お二人の門出にふさわしいセットプランをご用意いたしております。

婚礼

基本コース

3,000円×100回=30万円

新郎用セット



衣装貸出し

- 和装一式……………1着
- モーニング……………1着
- タキシード……………1着
- お母様……………留袖
- お父様……………モーニング

衣装着付

- 新郎……………当日
- お母様……………留袖着付

婚礼写真

- 六切……………2ポーズ(各3枚)
- 結納品一式……………九品目
- 結婚指輪……………ペア
- 花束……………両家への贈呈用



指輪



花束



写真

新婦用セット



カラードレス

衣装貸出し

- 白無垢……………1着
- ウエディングドレス……………1着
- カラードレス……………1着
- お母様……………留袖
- お父様……………モーニング

衣装着付

- 新婦……………当日
- お母様……………留袖着付

婚礼写真

- 六切……………2ポーズ(各3枚)



ご両親衣装

大分センチュリーホテル



大分駅から徒歩5分。35年の歴史と伝統の味とサービス。晴れの舞台にふさわしい自慢のホール。ホテルの2・3階のフロアをすべて1日1組のために開放。ゆっくりとプライベート感覚で過ごすウェディングを実現します。



桜の間

ホテルザーズ



日中は太陽の光がさんと降り注ぎ、夜になると月明かりが差し込む幻想的なスカイホール。シンプルな空間は、空の色に合わせてカジュアルにも、ロマンチックにも空間をコーディネートできます。



スカイホール

レストランサッポロ



イタリアのサーカス小屋を思わせる巨大なテントの下で、ムード溢れるレストランウエディング。1フロア貸切で、挙式・披露宴・二次会まで楽しめます。

突然訪れる悲しみに備えたい方に…

お世話になった方々へ、感謝を伝えたい方に…

葬儀は、故人の尊厳を守る人生で最高の儀式であり、故人にかわって生前の感謝をし、残された遺族にとって新しい人生の出発のための儀式でもあります。彼方への旅立ちにふさわしいセットプランをご用意いたしております。

葬儀

基本コース

3,000円×100回=30万円

会館葬セット

故人にあった思いやりのある葬儀をお手伝いいたします。冷暖房、駐車場完備の利便性に加え、規模やエリアなど会葬者へも配慮した斎場をお選びいただけます。ゆったりとした空間で、きめ細やかな対応を心がけております。

自宅葬セット

長期のご入院で帰りたくても帰れなかった、永年住み慣れた自宅で最期のお別れをしたい、など…ご自宅での葬儀を希望される方に、現在の住宅事情を考慮したコンパクトなセットプランで、ご希望に添うよう最善の努力をさせていただきます。



しつらい
 祭壇……………基本飾り
 お柩……………白木
 仏衣・拾骨用品……………骨壺等
 霊柩車……………10kmまで
つきそい
 控室……………通夜～葬儀2日分
 寝台車……………10kmまで
 遺影写真……………四切
 ドライアイス……………1回分
 枕飾り・後飾り……………三具足
 受付記帳類・司会進行
 位牌・供物……………祭壇用果物
おもてなし
 会葬礼状……………50枚



しつらい
 祭壇……………基本飾り
 お柩……………白木
 仏衣・拾骨用品……………骨壺等
 霊柩車……………10kmまで
 幕類・案内看板
つきそい
 寝台車……………10kmまで
 遺影写真……………四切
 ドライアイス……………1回分
 枕飾り・後飾り……………三具足
 受付記帳類・司会進行
 位牌・供物……………祭壇用果物
おもてなし
 会葬礼状……………50枚



お柩



仏衣



枕飾り



供物



受付用具



骨壺



後飾り



寝台車



霊柩車

風之荘



本館



わさだ



高尾山おけの



24時間年中無休
 全館バリアフリー
 全館駐車場完備

本館
遺族控室



へび



つくみ

一生に一度の人生の門出を祝いたい方に…
子や孫のすこやかな成長を願っている方に…

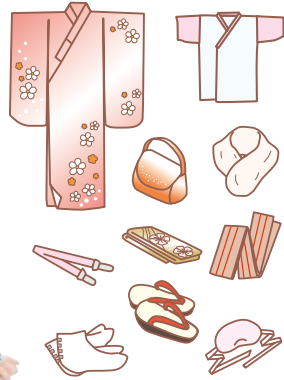
ご家族やご親戚、親しいお友達の存在は、ともに喜びや悲しみを分かち合える心強い味方です。人生の大切な節目に集い、成人式祝いや先祖供養を通して、家族の絆を結ぶにふさわしいセットプランをご用意いたしております。

儀礼

儀礼コース

3,000円×50回＝15万円

成人式セット



衣装貸し出し

- 振袖……………1着
- 付属品一式……………九品目
- 衣装着付……………当日
- ヘアメイク……………当日
- 記念写真
- デジタルアルバム集…3ポーズ

法要セット

仏教では法要を行う日が決まっています。お亡くなりになってから七日ごとに四十九日まで行う忌日法要と、一周忌、三回忌、七回忌、十三回忌などを行う年忌法要があります。残されたご家族のみなさまは、故人が極楽浄土に行けますように、故人に善を送る法要を営みます。



法要

しつらい

- 法事用祭壇……………基本飾り
- 祭壇花……………花瓶一対
- 供物……………果物一対
- 会場……………直営会場
- 寺院控室……………アシスタント
- 集合写真
- 六切……………1ポーズ(各1枚)
- 料理
- 又は粗供養に10万円まで充当

● 法要

- 初七日忌(しよなぬか)
- 二七日忌(ふたなぬか)
- 三七日忌(みなぬか)
- 四七日忌(よなぬか)
- 五七日忌(ごなぬか)
- 六七日忌(むなぬか)
- 四十九日忌
- 百ヶ日忌
- 一周忌
- 三回忌
- 七回忌
- 十三回忌 など



引物・茶の子



お料理「松花堂」

大分センチュリーホテル



琥珀の間



宿泊ルーム

ホテルザーズ



スカイホール



宿泊ルーム



会席料理



法事料理セット

9. 宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関すること(第24条関係)

加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出をすることができます。停止のお申し出は、第26条に記載の個人情報に関するお問い合わせ先までご連絡ください。

10. 個人情報の取得・利用について(第22条関係)

プラスは、本約款に基づく互助会契約に係る施行、月掛金の受領・管理、宣伝印刷物及び契約内容に関するご案内の送付等、営業案内、冠婚及び葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報(加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振替口座・加入者の月掛金残高・年齢・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等)を確認書により加入者の同意を得て取得・利用します。

11. 第三者提供に関すること(第23条関係)

①プラスはあらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありませんが、互助会契約月掛金の指定銀行等からの口座振替に関しては、当該金融機関等へ情報提供させていただきます。

但し、次の場合は除きます。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

②なお、次の場合において、個人情報の提供を受ける者は、個人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。

(1)業務委託に伴う個人情報の委託(第22条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る。)

(2)合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供(合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内に限る。)

(3)個人情報をグループ企業等で共同利用する場合(共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る。)

12. クーリング・オフについて

①訪問販売で互助会の加入申し込みをされた場合又は契約をされた場合、契約約款を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面(ハガキ、封書など)により無条件で加入申し込みの撤回又は契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」という)ができ、その効力は当該書面をプラスの「お問い合わせのご相談窓口」(第21条参照)あてに発信した日(郵便消印日付など)から発生します。

なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者のご負担となります。

②クーリング・オフを行った場合、

(1)クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。

(2)すでに予約金等をお支払いいただいている場合には、すみやかにその全額の返還を受けることができます。この場合、返還に要する費用はプラスが負担します。

(3)契約に基づき、すでに役務サービス等の提供を受けた場合、当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払い義務はありません。但し、訪問販売以外の方法により、契約以外の役務サービス等の提供(第11条参照)を受けた場合、契約以外の役務サービス等の部分はクーリング・オフの対象とならず、金銭の支払い義務があります。

③なお、ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合、特定商取引に関する法律第26条第3項第2号(特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号)によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承ください。

④上記のクーリング・オフの行使を妨げるために、プラスがクーリング・オフに関する書面(契約約款)を交付せず、不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、プラスから交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

13. 消費税についての取扱い

①消費税は、役務を利用された時(施行時)にお預かりします。

②手数料、早期利用費等が発生した場合は、その発生時にはその時の消費税率でお預かりします。

なお、消費税率の変更などで本取り扱いと法令とが異なることとなった場合には、法令が本取り扱いに優先して適用されますのでご了承ください。



契約約款の重要事項
PLUS

1. 契約の目的について(第1条関係)

この契約は、冠婚葬祭及び第三役務に係る役務サービス等の提供を目的としたものであり、銀行等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。

2. 加入の申し込みについて(第3条関係)

- ①ご加入いただける場合は、事前に契約約款をよくお読みいただき、ご理解の上、一回以上の月掛金に相当する申込金を添えてお申し込みいただきます。ご加入に先立ち、約款を説明してお渡します。
- ②第3条第2項に記載の反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人)に該当する場合は、加入できません。
- ③現在、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる団体又は個人(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を以てする等、不当に暴力団員を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること

3. 住所変更等の届け出について(第7条関係)

加入者が、住所、その他連絡先等を変更された場合は、変更後遅滞なくプラスまで届け出てください。なお、この届け出を怠った場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合もありますのでご注意ください。

契約金額を完納されている105歳以上の加入者が住所変更等の届け出を怠ったためにプラスからの連絡が不能となっている場合、プラスより「契約失効予告通知書」を送付し、到着後60日経過後に契約を失効させる場合がありますのでご注意ください。

4. 契約金額、月掛金の額、支払方法等、役務サービス等の内容について(第9条、第10条関係)

コースによって種類及び内容が異なりますので、詳しくは約款第9条及び第10条の別表をご覧ください。

5. 役務サービス等の提供(第11条、第12条関係)

- ①加入者が180日を経過し、かつ月掛金を6ヶ月以上払い込んだ以後においては、加入者から請求があり次第、打ち合わせにより取り決めた日にこの契約に従って、役務サービス等の提供をします。
但し、この約款に基づく契約が成立した日から180日を経過していない場合及び月掛金の払い込みが6ヶ月に満たない場合に役務サービス等を提供する場合には、基本コース60,000円(消費税別)、儀礼コース30,000円(消費税別)の早期利用費をお支払いいただきます。
- ②契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の給付ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から、契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。

6. 契約以外の役務サービス等の提供及び費用の決定時期について(第13条関係)

この契約の対象外の役務サービス等の提供を希望される場合は、差額の費用をいただきます。その費用の決定については、役務サービス等の提供前に説明し、了解を得ることとします。但し、その費用は、加入者にご負担していただきます。

7. 営業保証金等の前受金保全措置について(第15条関係)

お預かりした月掛金残高の1/2に相当する額は、法務局・金融機関に供託又は供託委託契約を行い保全しています。

8. 契約の解除について(第18条関係)

- ①加入者の都合により、月掛金の支払いを4ヶ月以上延滞し、中断して5年を経過後、プラスが20日以上期間を定めて書面で催促してもなお支払いが無いときは、この契約を解除します。
- ②この契約は加入者の申し出によりいつでも解約することができます。
- ③上記①②いずれの場合も、解約手数料をいただきます。解約返戻金は、①の場合は解除の日から、②の場合は解約手続書類のご提出があった日から45日以内に返金します。



経済産業大臣許可番号No.8060号

株式会社ヤクシンプラス

〒870-0034 大分市都町3丁目2番24号



0120-45-0123